

犬の輸入検疫手続(概要)

- 犬の輸入条件は、当該犬の輸出国が、狂犬病の非発生地域(指定地域)か、発生地域(指定地域以外)により、異なる。
- **輸入条件を満たした犬**については、12時間以内に解放。
- **輸入条件を満たしていない犬**については、動物検疫所の係留施設において係留検査を実施(係留検査中は犬の係留施設外への持ち出し不可)。ただし、身体障害者補助犬については、一定の要件を満たしている場合に限り、係留施設から一時的に持ち出し可能。

指定地域から輸入する場合の条件



マイクロチップの挿入
(挿入時期の規定無し)

- ・指定地域で180日間又は出生以降飼養されていたこと
- ・指定地域において、過去2年間狂犬病が未発生であることについての証明が必要



健康証明書の取得

日本へ



到着時の検査

輸入検疫証明書の交付

即日解放(12時間以内)

条件を満たした犬

条件を満たしていない犬

動物検疫所の係留施設において、一定期間の係留検査を実施

身体障害者補助犬の場合、一定要件を満たした犬に限り、係留施設から一時的に持ち出し可能

指定地域以外から輸入する場合の条件



①マイクロチップの挿入



②狂犬病ワクチンの接種※



③血清検査(抗体価0.5 IU/mlの確認)



④180日間の待機



⑤健康証明書の取得

※ 91日齢以上で2回以上接種し、1回目と2回目の接種間隔は30日以上空ける

(注) 輸入者は到着の40日前までに、頭数、滞在国、輸入の準備状況等について動物検疫所に届け出が必要